

松浦市の健全化判断比率と資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法）」が平成19年6月22日に公布され、その一部が平成20年4月1日から施行されました。

この法律は、長崎県や松浦市といった地方公共団体の財政の健全性の度合いを表すことを目的としています。具体的には、今まで普通会計や公営事業会計（3ページのイメージ図参照）それぞれ別々に公表されていたものを、一定のルールにより合算した上で全国の地方公共団体の財政状況を公表しようとするものです。

今回この法律の規定により、松浦市の平成19年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について算定しましたのでお知らせします。

健全化判断比率（自治体の財政状況をチェックするための4つの指標①～④）の算定結果

◎健全化判断比率のポイント

本市の数値は表1の通りです。今回の算定では、4つの指標とも

早期健全化基準および財政再生基準未滿となり、法律に基づく財政健全化計画および財政再生計画の策定（※）の必要はありません。

しかし、実質公債費比率については、地方債を発行する際の基準としても用いられており、この比率が18%未滿であれば都道府県知事との協議により発行できますが、本市（19.7%）のように、18%以上の場合は公債費負担適正化計画を策定した上で、都道府県知事の許可を受けなければ発行することができないことになつ

ています。

このことから、現在、財政の健全化に向けて、独自に策定している「松浦市財政健全化計画（平成19年度～平成23年度）」に沿って、公債費の抑制を図り、比率の動向を注視しながら財政運営を行っているところです。

■資金不足比率 ⑤の算定結果

◎資金不足比率のポイント

本市において、資金不足比率を公表しなければならぬ会計は、表2の通りです。そのうち病院事業会計においては、資金不足が生じており、経営健全化基準を大きく上回る決算

表2) 松浦市の公営企業の資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	経営健全化基準 ※3
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
交通事業会計	—	20.0
病院事業会計	93.7	20.0
下水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
松浦魚市場特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
臨海土地造成事業特別会計	—	20.0

注：資金不足を生じていない会計は資金不足比率は算定されません。

となりません。

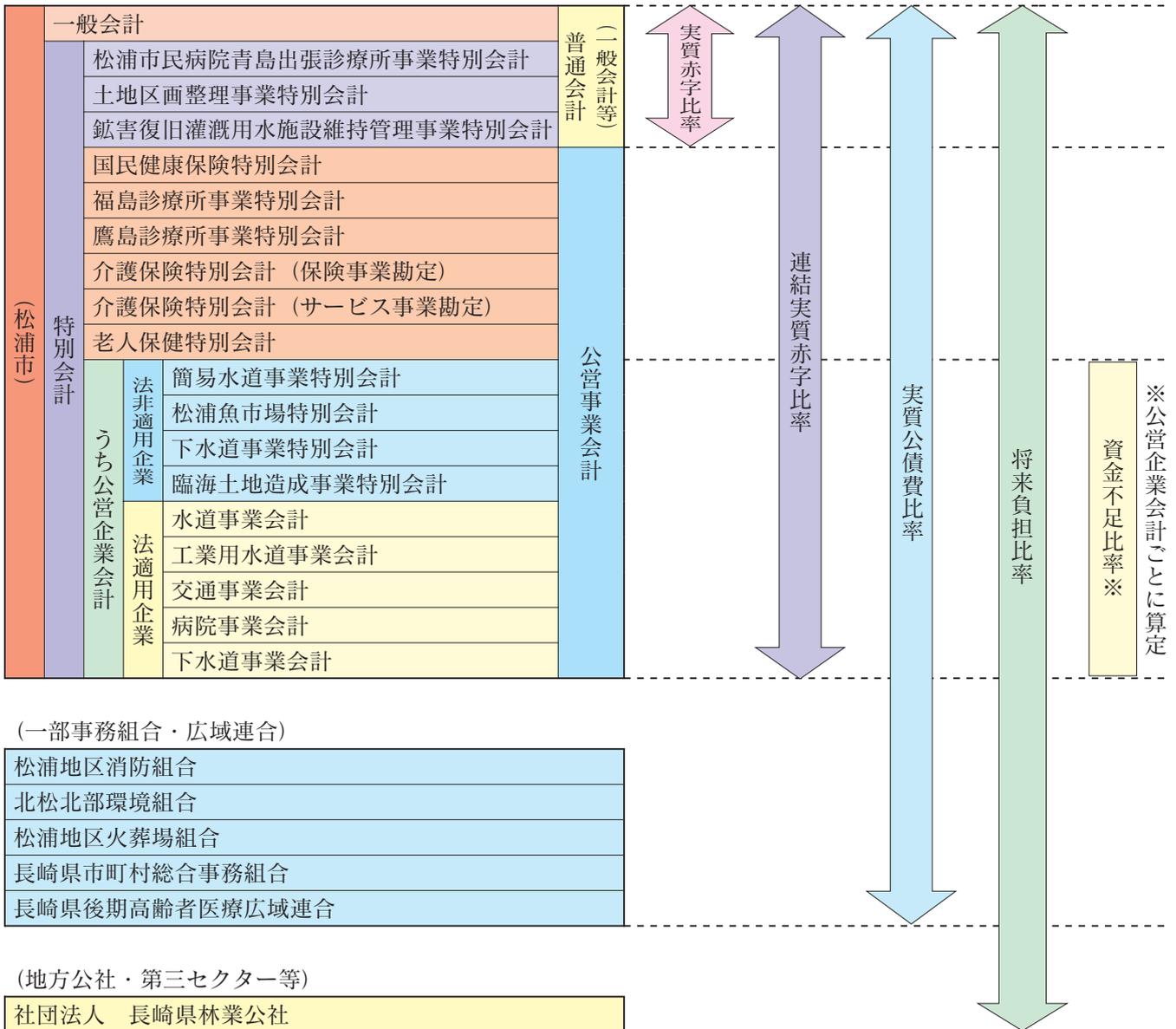
このため、資金不足比率を早急に経営健全化基準未滿にすることが求められており、市議会の議決を経た経営健全化計画を策定（※）し、経営健全化に取り組みなければならぬ状況にあります。

表1) 松浦市の財政健全化判断比率 (単位：%)

	松浦市の健全化判断比率	早期健全化基準 ※1 (松浦市の場合)	財政再生基準 ※2
①実質赤字比率	—	13.43	20.0
②連結実質赤字比率	—	18.43	40.0
③実質公債費比率	19.7	25.0	35.0
④将来負担比率	148.3	350.0	—

注：実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がないため算定されません。実質赤字比率および連結実質赤字比率における早期健全化基準については、自治体の財政規模による区分が採用されているため、松浦市における基準を表記しています。

図 1) 健全化判断比率等の対象イメージ図



用語解説

※1 早期健全化基準
 早期健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準(イエローカード的な基準値)となります。健全化判断比率が一つでもこの基準値以上になると「財政健全化計画」を定め、財政健全化に取り組まなければなりません。

※2 財政再生基準
 財政再生基準とは、財政健全化段階より悪化し、地方公共団体が自主的な財政健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準(レッドカード的な基準値)となります。健全化判断比率が一つでもこの基準値以上になると「財政再生計画」を定め、財政再生に取り組まなければなりません。

※3 経営健全化基準
 経営健全化基準は、公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準です。
 資金不足比率がこの基準値以上になると「経営健全化計画」を定め、経営健全化に取り組まなければなりません。

※ 財政健全化法における、健全化判断比率の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定などその他の義務付けなどの規定については、平成20年度決算から適用されることになっています。

○問合せ先 企画財政課財政係